

亀山市告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成26年10月1日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21710
- 3 路線名 本町15号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
本町一丁目397番4地先から本町一丁目397番6地先まで	旧	37.10	5.55 ~ 11.00
	新	37.10	6.00 ~ 13.19

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21711
- 3 路線名 本町7号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
本町一丁目396番地先から本町一丁目397番4地先まで	旧	3.90	2.67 ~ 2.70
	新	3.90	2.67 ~ 7.80